

静岡労働局発表
令和8年5月28日

担当	静岡労働局労働基準部 健康安全課長 小崎 浩孝 課長補佐 畑 靖人 電話 054-254-6314
----	--

7月に全国安全週間を実施します

～ 死亡災害多発！全国安全週間を通じ災害防止への意識強化 ～

令和8年に入り県内の労働災害による死亡者数が激増しており、憂慮すべき事態となっています。

静岡労働局（局長 國分 一行）では、全国安全週間及びその準備期間を通じて、県内の事業場、地方公共団体、各業界団体等に対し、労働災害防止活動の取組の強化と安全意識の向上を働きかけるとともに、労働局長や各労働基準監督署がパトロールを行い、死亡災害の撲滅を図っていきます。

1 全国安全週間について（実施要綱は別添1）

準備期間 : 6月1日～6月30日

全国安全週間 : 7月1日～7月7日

スローガン : 「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」

2 静岡労働局および労働基準監督署の取組について

○ 静岡労働局長によるパトロール

全国安全週間初日である7月1日に、中部地区にて労働局長によるパトロールを実施します。（詳細は、後日、記者発表を行います。）

また、管内の各労働基準監督署においても、全国安全週間中にパトロールを実施します。

○ 事業場や関係機関等に対する周知

各地区の労働基準協会や各業界団体と連携し、県内各地域の事業場を対象に、死亡災害の撲滅、多発している転倒災害や高齢労働者、外国人労働者等の労働災害防止とともに、この時期にリスクの高まる熱中症についても、その防止を啓発します。また、地方公共団体や各業界団体等に対しても、全国安全週間中の実施事項について周知を図っていきます。（別添2）

別添1 令和8年度 全国安全週間実施要綱

別添2 令和8年度 全国安全週間の周知について（依頼）

別添3 令和8年死亡災害発生状況

令和8年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で99回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上死傷災害は平成21年以降、増加傾向が継続している。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和8年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場等

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。

- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
 - ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - オ 安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者等に対する能力向上教育の実施
 - ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上

ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知

ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発

オ パート・アルバイト（いわゆるスポットワーク含む）の労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用

イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進

ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施

エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

オ トラックの逸走防止措置の実施

カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

(ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用

(イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用

(ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

(エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

(オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

(キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事における土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④ 製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

⑤ 林業の労働災害防止対策

- ア 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく、チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施等

- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高齢者に対する労働災害防止対策

- 「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づく、リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、高齢者の健康や体力の状況の把握と対応、安全衛生教育の実施等、各種措置の実施

③ 外国人労働者に対する労働災害防止対策

- 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

④ 派遣労働者に対する労働災害防止対策

- 派遣労働者に対する安全管理の徹底や安全活動の活性化

⑤ 特定自主検査の適正な実施

- ア フォークリフト等の特定自主検査対象機械に対する確実な検査の実施
- イ 特定自主検査基準に基づく検査の徹底
- ウ 事業場内検査や検査業者の検査者に対する能力向上教育の実施

⑥ 交通労働災害防止対策

- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

⑦ 熱中症予防対策

- ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
- イ 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策の実施
- ウ 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」重点取組期間である7月は特

に重点的に取り組むこと

⑧ 個人事業者等を含めた災害防止対策

ア 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施

イ 安全衛生経費の確保等、個人事業者等を含む請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

ウ その他、個人事業者等が上記 10（1）～10（3）⑦に掲げる事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

静労発基 0515 第 3 号
令和 8 年 5 月 15 日

関係団体の長 殿

静岡労働局長

令和 8 年度全国安全週間の周知について（依頼）

平素より労働行政の運営につきまして、格別なご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、企業を始め関係各界における安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、令和 8 年度全国安全週間を中央労働災害防止協会と共同で主唱し、

「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」

をスローガンに、「令和 8 年度全国安全週間実施要綱」に基づき、令和 8 年 7 月 1 日から 7 月 7 日までを全国安全週間、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間として実施します。

静岡県内の労働災害発生状況をみますと、令和 7 年の休業 4 日以上の死傷者数は 4,499 人^{*}であり、前年に比べ 99 人減少しています。死亡者数に関しては 17 人^{*}であり、前年に比べ 8 人減少しています。

静岡労働局では、労働災害を防止するために、国、事業者、労働者などの関係者が重点的に取り組む事項を定めた「第 14 次労働災害防止計画」を、令和 5 年度を初年度とした 5 か年計画として作成し、令和 8 年度は同計画の 4 か年目として展開しています。

働く方一人ひとりがかけがえのない存在であり、事業者においては、それぞれの事業場で一人の被災者も出さないという理念の下、日々の仕事が安全で健康なものとなるよう、不断の努力が必要です。

また、労働災害の防止は事業者の責務ですが、安全活動を効果的に推進するためには労働者の理解と協力が最も重要であり、当局では、全国安全週間を契機に、事業場における安全活動の定着と労働者の安全意識の高揚を図るための取り組みを一層強化するよう呼びかけることとしています。

つきましては、貴職におかれましても、貴団体広報誌やホームページ等に令和 8 年度全国安全週間について掲載いただき、広く周知を図っていただきますようお願い申し上げます。また、全国安全週間実施要項の 9 及び 10 の各事項が実施されるよう、傘下の会員事業場及び関係事業者にご周知いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

資料につきましては、下記静岡労働局ホームページ専用サイトに掲載しております。

静岡労働局ホームページ専用サイトアドレス

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/anzeneisei_syuchi

※ 新型コロナウイルス感染症によるものを除く。



労働災害発生状況（令和7年確定版）

【令和8年3月31日】
静岡労働局

1. 死亡災害

死亡者数

令和7年 **17** 人死亡
(令和6年に比べ8人減少)

（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	確定値
令和3年	2	6	6	7	7	10	11	13	19	21	22	23	23
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年	6	10	10	13	14	14	15	17	23	28	29	30	30
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年	1	3	4	6	11	13	18	20	20	20	22	25	25
	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
令和6年	1	3	7	8	9	9	10	12	14	16	19	25	25
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和7年	3	4	8	9	10	12	14	14	16	16	17	17	17
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※下段の数字は外数で、新型コロナウイルス感染症によるもの

(1) 署別死亡者数(各年確定値)

	浜松署	磐田署	島田署	静岡署	富士署	沼津署	三島署	合計
令和3年	6	1	3	2	7	1	3	23
	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年	8	2	2	9	2	4	3	30
	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年	2	5	2	3	6	5	2	25
	0	0	1	0	0	0	0	1
令和6年	6	2	5	2	2	4	4	25
	0	0	0	0	0	0	0	0
令和7年	5	1	1	2	1	3	4	17
	0	0	0	0	0	0	0	0

※下段の数字は外数で、新型コロナウイルス感染症によるもの

(2) 業種別死亡者数(各年確定値)

	製造業	建設業	運輸交通業	農林業	商業	清掃・と畜業	その他	合計
令和3年	7	10	1	1	1	0	3	23
	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年	7	12	2	0	1	1	7	30
	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年	6	12	2	2	2	0	1	25
	0	0	0	0	0	0	1	1
令和6年	10	6	1	3	0	1	4	25
	0	0	0	0	0	0	0	0
令和7年	8	6	1	1	0	1	0	17
	0	0	0	0	0	0	0	0

※下段の数字は外数で、新型コロナウイルス感染症によるもの

商業：卸売業、小売業、理美容業など
清掃・と畜業：ビルメンテナンス業、産業廃棄物処理業など

(3) 事故の型別死亡者数(各年確定値)

	墜落、転落	飛来、落下	崩壊、倒壊	激突され	はさまれ、巻き込まれ	高温・低温の物との接触	交通事故(道路)	その他	合計
令和3年	6	0	0	0	7	1	2	7	23
								0	0
令和4年	13	1	2	3	4	0	2	5	30
								0	0
令和5年	6	1	0	2	5	1	3	7	25
								1	1
令和6年	6	2	1	3	8	0	1	4	25
								0	0
令和7年	7	1	2	0	4	2	1	0	17
								0	0

※下段の数字は外数で、新型コロナウイルス感染症によるもの

2. 死傷災害(休業4日以上)

死傷者数

令和7年 **4499** 人 新型コロナウイルス感染症によるものを除く
 (令和6年に比べ99人減少)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌1月	翌2月	確定値
令和3年	115	333	671	1054	1409	1753	2149	2488	2863	3227	3634	4008	4257	4368	4440
	0	4	8	66	71	86	109	110	124	148	154	159	173	215	259
令和4年	130	384	703	1008	1353	1775	2152	2547	2974	3359	3716	4099	4366	4518	4547
	1	4	60	119	231	332	381	434	508	971	1462	2224	2513	2695	3199
令和5年	106	390	736	1007	1356	1713	2130	2535	2913	3307	3675	4093	4360	4493	4576
	19	86	160	374	423	482	496	558	697	773	842	896	936	954	974
令和6年	132	403	759	1132	1478	1838	2219	2601	2975	3382	3828	4206	4408	4507	4598
	1	22	63	132	151	171	183	211	244	275	323	332	368	377	380
令和7年	133	393	703	1031	1354	1731	2139	2499	2863	3334	3667	4040	4298	4411	4499
	4	17	30	57	82	86	101	103	109	113	118	121	134	148	153

※下段の数字は外数で、新型コロナウイルス感染症によるもの

(1) 署別死傷者数(各年確定値)

	浜松署	磐田署	島田署	静岡署	富士署	沼津署	三島署	合計
令和3年	1019	569	706	738	530	446	432	4440
	57	10	36	61	10	42	43	259
令和4年	1045	595	682	748	523	540	414	4547
	850	327	250	622	367	419	364	3199
令和5年	1051	588	670	780	547	490	450	4576
	243	80	114	109	138	146	144	974
令和6年	1077	613	705	761	514	475	453	4598
	45	46	23	29	96	74	67	380
令和7年	1068	574	642	744	507	523	441	4499
	24	12	23	14	49	16	15	153

※下段の数字は外数で、新型コロナウイルス感染症によるもの

(2) 業種別死傷者数(各年確定値)

	製造業	建設業	運輸交通業	商業	保健衛生業	接客娯楽業	その他	合計
令和3年	1353	421	541	658	442	324	701	4440
	30	7	2	32	158	15	15	259
令和4年	1293	461	554	686	467	338	748	4547
	88	77	22	50	2823	24	115	3199
令和5年	1382	433	521	701	477	335	727	4576
	9	6	2	10	927	8	12	974
令和6年	1359	461	574	689	475	335	705	4598
	1	0	0	2	367	7	3	380
令和7年	1307	440	545	666	514	362	665	4499
	0	0	3	0	149	1	0	153

※下段の数字は外数で、新型コロナウイルス感染症によるもの

商業:卸売業、小売業、理美容業など
 保健衛生業:病院、社会福祉施設など
 接客娯楽業:旅館業、飲食店、ゴルフ場など

(3) 事故の型別死傷者数(各年確定値)

	墜落、転落	転倒	激突	飛来、落下	激突され	はさまれ、巻き込まれ	切れ、こすれ	交通事故(道路)	動作の反動・無理な動作	その他	合計
令和3年	714	1065	213	235	158	593	331	243	630	258	4440
										259	259
令和4年	727	1157	213	220	200	568	289	245	638	290	4547
										3199	3199
令和5年	666	1191	203	223	175	617	330	251	644	276	4576
										974	974
令和6年	742	1145	185	222	193	592	293	270	655	301	4598
										380	380
令和7年	660	1201	171	207	179	545	295	229	634	378	4499
										153	153

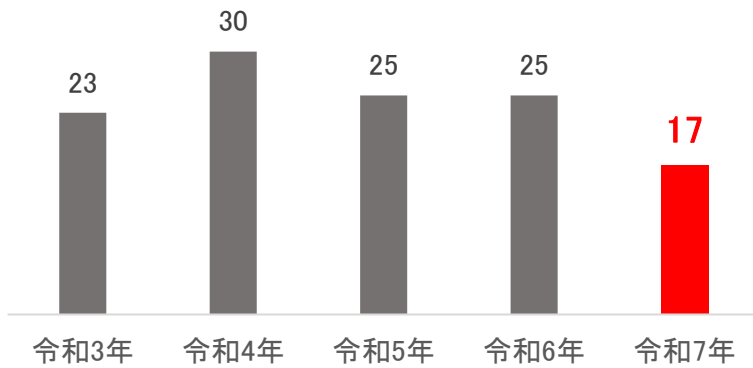
※下段の数字は外数で、新型コロナウイルス感染症によるもの

グラフで見る労働災害発生状況（令和7年確定版）

【令和8年3月31日】

静岡労働局

1. 死亡災害(年間)

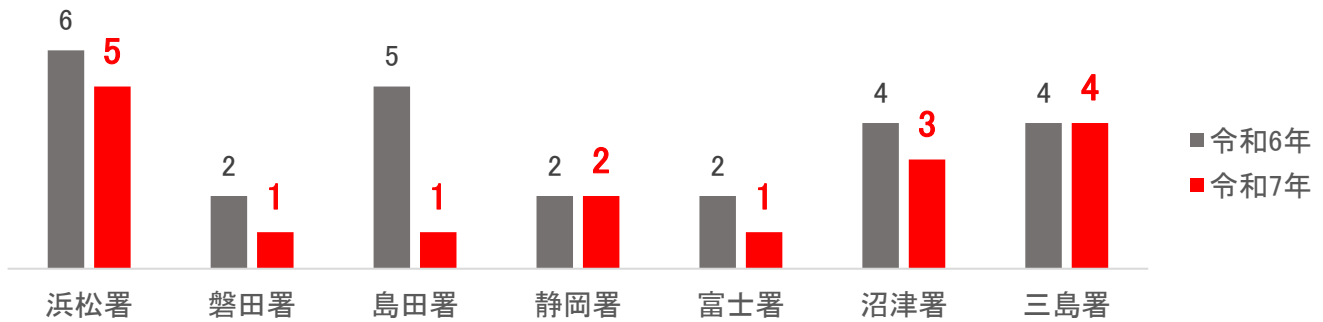


死亡者数

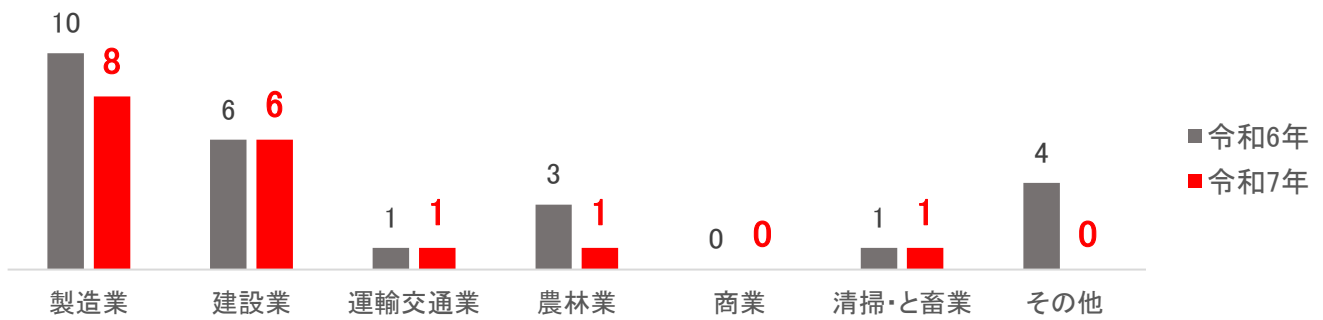
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

令和7年
17人 死亡
令和6年末に比べ
8人 減少

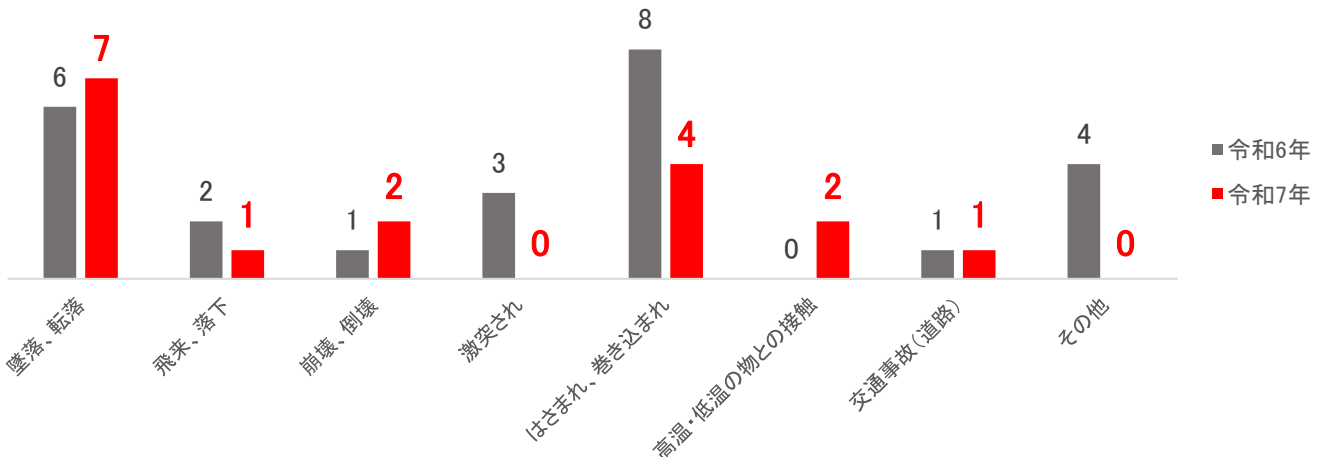
(1) 署別死亡者数(各年確定値)



(2) 業種別死亡者数(各年確定値)



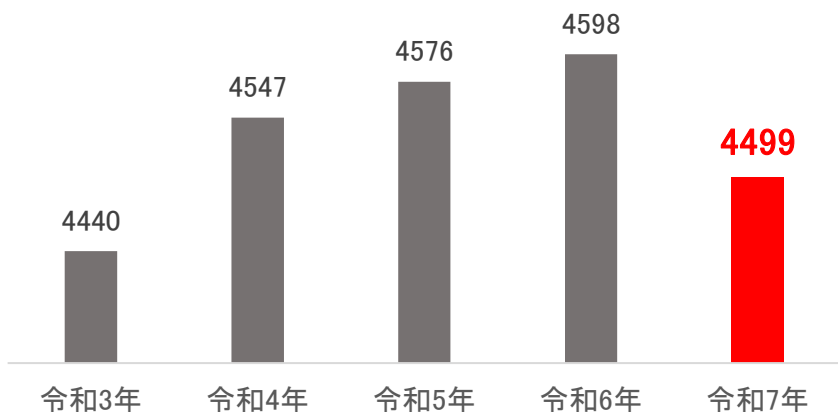
(3) 事故の型別死亡者数(各年確定値)



2. 死傷災害(休業4日以上)

死傷者数

(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



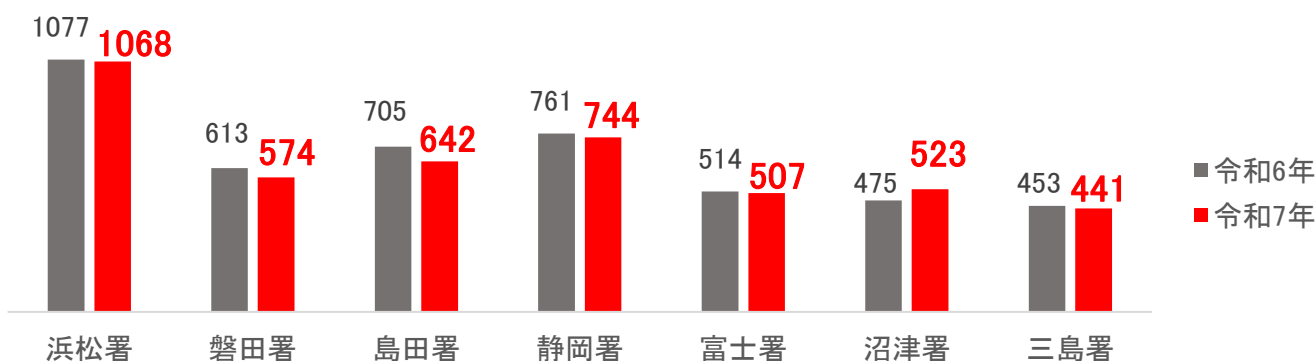
令和7年

4499 人

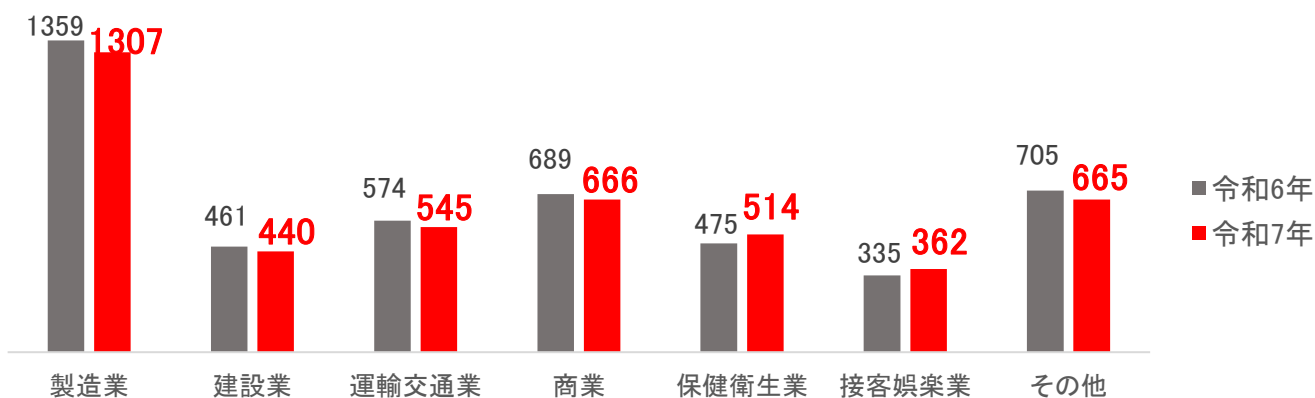
令和6年末に比べ

99 人 減少

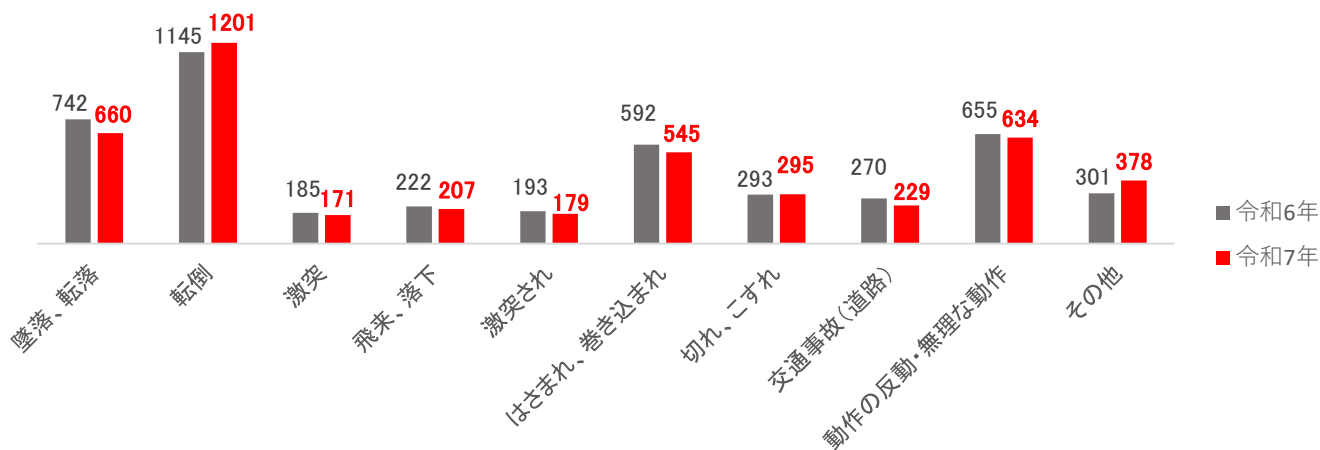
(1) 署別死傷者数(各年確定値)



(2) 業種別死傷者数(各年確定値)



(3) 事故の型別死傷者数(各年確定値)



第14次労働災害防止計画の概要

(静岡労働局)

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことのできる職場環境の実現に向けて

近年、全国的には、労働災害による死亡者数は減少しているものの、県内の死亡者数は建設業を中心に増加しており、労働災害による休業4日以上の死傷者数についても、ここ数年増加傾向にあります。また、労働災害発生率が高い60歳以上の高年齢労働者が増加しているほか、外国人労働者の労働災害発生率も高い状況にあります。さらに、中小事業場の労働災害の発生が多数を占めており、中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にあります。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや過重労働、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応等多様化しており、現場のニーズの変化に対応した活動の見直し等が必要となっています。

このような状況を踏まえ、静岡労働局では、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度とし、5年間にわたり、当局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた静岡労働局第14次労働災害防止計画を策定しました。

計画の期間

2023年4月1日から2028年3月31日まで

計画の総合的な目標

◆死亡災害

第13次計画期間と比較して、第14次計画期間の労働災害による死亡者数を、5%以上減少させる

◆死傷災害

2022年と比較して、2027年までに労働災害による休業4日以上の死傷者数を、減少させる

8つの重点事項

- ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物電送事業・建設業・製造業・林業）
- ⑦ 労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス・過重労働・産業保健活動）
- ⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
(化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線)

第14次労働災害防止計画の最重要課題

第13次労働災害防止計画の結果を踏まえ、静岡労働局においては、2023年4月から5年間、以下の4点を最重要課題として取り組むこととする。

- 1 建設業における死亡災害の撲滅
- 2 転倒災害の増加傾向への歯止め
- 3 外国人労働者の労働災害の減少
- 4 ストレスチェック制度のさらなる浸透

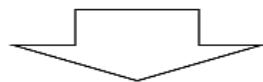
1 建設業における死亡災害の撲滅

目標

建設業の死亡者数について、第13次労働災害防止推進計画期間中の合計数と比較して第14次労働災害防止計画期間中の合計数を**30%以上減少させる（30人以下とする）**。

主要課題

- ・高所からの墜落・転落といった重篤な災害につながりやすい作業環境にある。また、近年、関係労働者の高齢化が進んでいる。
- ・近年、豪雨被害からの復旧工事に伴う死亡災害が目立つ。



目標達成に向けた取組

- ・リスクアセスメントの結果に基づく適切な墜落・転落防止措置及びエイジフレンドリーガイドラインに基づく取組の定着を図る。
- ・労働災害防止団体をはじめとした関係機関とのより一層の連携を図る。
- ・豪雨等の自然災害が予想される場合には、必要な情報を収集の上、適切なタイミングで労働災害防止の要請、パトロール等を行う。
- ・これまでに発生した死亡災害の分析を行い、同種災害の再発防止対策等を分かりやすく取りまとめた資料を作成し、指導や周知等に活用する。

2 転倒災害の増加傾向への歯止め

目標

- ・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率※を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに男女とも**その増加に歯止めをかける**。
- ・転倒による平均休業見込日数を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに**減少させる**。

※年千人率：1年間の労働者1,000人当たりが発生した死傷者数の割合を示すもの

主要課題

- ・社会福祉施設及び小売業における転倒災害の増加が著しい。
- ・高齢労働者の被災割合が高い。



目標達成に向けた取組

- ・取組の動機付けとなるよう、行動災害による経済的損失の「見える化」を図るとともに、行動災害防止の取組が生産性の向上等経営上のメリットにも繋がることを広く周知する（社会福祉施設及び小売業の関係事業場が参画するSAFE協議会等の枠組みの活用）。
- ・「静岡労働局ぬかづけ運動」を展開し、転倒災害防止のための取組について周知啓発を図る。
- ・高齢労働者の労働災害防止のための指針に基づく取組等の周知を図る。
- ・行動災害の原因、再発防止対策について、詳細に分析、解析した結果を集約し、指導や周知等に活用する。

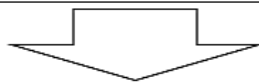
3 外国人労働者の労働災害の減少

目標

- ・外国人労働者の死傷年千人率を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに**減少させる**。

主要課題

- ・製造業に従事する外国人労働者の被災者数が多い。
- ・玉掛けやフォークリフト業務等において、必要な資格を取得せずに就業制限業務に従事する外国人労働者が散見される。



目標達成に向けた取組

- ・外国人労働者に分かりやすい方法による安全衛生教育や掲示等の「見える化」等の対策を講じるよう、厚生労働省ホームページや関係機関の作成する資料や視聴覚教材の活用を促す。
- ・関係機関と連携し、周知広報用資料の展開を行う。
- ・就業制限業務に従事する外国人労働者の資格取得を徹底させ無資格就労を撲滅させる。

4 ストレスチェック制度のさらなる浸透

目標

- ・30人以上50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施事業場数の割合を2023年（令和5年）と比較して2027年（令和9年）までに**増加させる**。
- ・50人以上の事業場におけるストレスチェック実施事業場の割合を2027年（令和9年）までに**90%以上**とする。

主要課題

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場は増えているが、50人以上の事業場において、受検率の低い事業場や未実施事業場について、業種間でも差が見られる。
- ・義務付けのない50人未満の事業場の受検率、実施率は未だ低いと思われる。

目標達成に向けた取組

- ・ストレスチェック制度における実施事項を記した「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく取組の推進を図る。
- ・「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」等のマニュアル、「ストレスチェック制度サポートダイヤル」（独立行政法人労働者健康安全機構）等の相談窓口、静岡産業保健総合支援センター等による研修、及び、「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」等のツールの活用を促す。

総合的な目標（再掲）

これらの最重点課題の推進を図ることなどにより、計画期間中に

- ・**死亡災害**については、第14次労働災害防止推進計画期間（2023（令和5）年～2027（令和9）年）中の合計数を、第13次労働災害防止推進計画期間（2018（平成30）年～2022（令和4）年）中の合計数と比較して**5%以上減少させる**。
- ・**死傷災害**については、増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022（令和4）年と比較して2027（令和9）年までに**減少に転じさせる**。

ことを目標とする。

※ 主要な取組については、アウトプット指標及びアウトカム指標を設定して取組を推進する。

※ 最重点課題以外にも、重篤な災害が多発している業種等の労働災害防止対策、過重労働による健康障害防止対策や化学物質による健康障害防止対策など労働者の健康確保対策を着実に推進していく。

令和8年死亡災害発生状況

令和8年5月15日(暫定値)

第1表 月別発生状況

静岡労働局

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
6年	1	2	4	1	1		1	2	2	2	3	6	25
7年	3	1	4	1	1	2	2		2		1		17
8年	4	4	4	2	2								16

第2表 業種別発生状況

年	製造業	建設業	運輸業	農林	商業	その他	合計
6年	10	6	1	3		5	25
		1					1
7年	8	6	1	1		1	17
	1						1
8年	5	5	2	1		3	16

下段は、交通労働災害（道路交通法適用の死亡者数（内数）を示す。）

第3表 署別発生状況

年	三島	沼津	富士	静岡	島田	磐田	浜松	合計
6年	4	4	2	2	5	2	6	25
						1		1
7年	4	3	1	2	1	1	5	17
							1	1
8年	3	2	1	5	3		2	16

下段は、交通労働災害（道路交通法適用の死亡者数（内数）を示す。）

第4表 事故の型別発生状況

事故の型	6年	(構成比)	7年	(構成比)	8年	(構成比)
交通事故(道交法適用)	1	4.0%	1	5.9%		
墜落・転落	6	24.0%	7	41.2%	3	18.8%
はさまれ・巻き込まれ	8	32.0%	4	23.5%	5	31.3%
崩壊・倒壊	1	4.0%	2	11.8%	2	12.5%
激突され	3	12.0%			1	6.3%
飛来・落下	2	8.0%	1	5.9%	2	12.5%
有害物等との接触	1	4.0%				
感電						
破裂						
転倒	1	4.0%			1	6.3%
激突						
交通事故(上記以外)	1	4.0%				
切れ・こすれ						
高温物との接触			2	11.8%		
火災						
爆発						
その他	1	4.0%			2	12.5%

令和8年死亡災害発生状況

※令和8年5月15日現在(暫定値)

静岡労働局 健康安全課

No	管轄	発生月 発生時間	業種 規模	事故の型 起因物	発生状況
1	富士	1月 12時～13時	パルプ・紙・紙加工 品製造業 30～49人	はさまれ、巻き込まれ ロール機(印刷ロール機を除く)	被災者は、熱圧加工機のロール(上下に3つ並んでいるもの)を回転させた状態で作業をしていたところ、中央と一番下のロールの間の隙間(約40mm)に巻き込まれた。なお、目撃者はいないが、災害現場に木片(200mm×70mm×30mm)と紙やすりが落ちており、手順書では当該紙やすりを用いてゴムロール(一番下のロール)を手研磨することとされていた。
2	静岡	1月 15時～16時	建築工事業 10人未満	崩壊、倒壊 建築物・構築物	住宅解体工事において、被災者と同僚の2名でコンクリート造のトイレの壁を解体する作業を行っていた。屋根と三面ある壁のうち二面を解体後、残りの壁(幅2.2m、高さ2.1m)の下部を研った際に、壁が被災者の方に倒れ、下敷きとなった。
3	島田	1月 15時～16時	教育・研究業 300人以上	はさまれ、巻き込まれ トラック	車両試験において、マイナス15度の環境下における車両の水漏れ確認をしていたところ、突然車両が前進し、被災者が車両と壁の間に挟まれた。
4	静岡	1月 6時～7時	土石採取業 10～29人	はさまれ、巻き込まれ コンベア	被災者と同僚の2名で、切断したエンドレスベルトを引き抜く作業を行っていたところ、被災者が稼働中のコンベアの上に転倒し、コンベアの支持フレーム底部とコンベアの間で挟まれた。
5	島田	2月 8時～9時	道路貨物運送業 10人未満	墜落、転落 その他の用具	倉庫内の床に倒れている被災者を別の運送会社のドライバーが発見した。被災者はフォークリフトで鉄製ラック2段積みを移動させる作業を行っていたが、発見した際は、2段積みの上の鉄製ラックが被災者の傍に落ちていた。
6	浜松	2月 10時～11時	化学工業 10人未満	飛来、落下 コンベア	出張で工場内に設置されている設備の垂直コンベアの部品交換作業を行っていたところ、高さ約9mから鉄板部品が落下し、被災者に激突した。
7	島田	2月 10時～11時	林業 10人未満	激突され 立木等	電線に立木の木枝が接触しないよう、あらかじめ除伐する作業において、チルホール及びチェーンソーを使用し、高さ約30メートルの立木を伐倒したところ、被災者が下敷きとなった。
8	浜松	2月 10時～11時	その他の製造業 10人未満	踏み抜き 屋根・はり・もや・けた・合掌	トラック洗車場(鋼管の骨組みに防水シートを張ったもの)の屋根に開いた穴の補修を行っていた被災者が、屋根の防水シートを踏み抜き約5m下のコンクリートの床に墜落した。
9	三島	3月 10時～11時	建築工事業 10人未満	墜落、転落 屋根・はり・もや・けた・合掌	個人宅の解体工事現場において、被災者は屋根上で瓦の撤去を行っていたところ、屋根の端部から3.2m下の地面に墜落した。
10	沼津	3月 14時～15時	金属製品製造業 10人未満	飛来、落下 金属材料	工場内でトラックに積まれた角パイプの荷下ろし作業を行っていたところ、4本に束ねた長さ12mの角パイプ(重さ2.5t)がトラックの鳥居から滑り落ち、トラック荷台にいた被災者の背中に激突した。角パイプは油付きのもので、トラックにワイヤーで固定していたものの、トラック運転手が荷下ろしのため、それを解いた。
11	三島	3月 11時～12時	土木工事業 10人未満	はさまれ、巻き込まれ 混合機・粉砕機	道路建設工事で法面に客土吹付けを行う準備をしていたところ、客土吹付機のタンク内で被災者が攪拌装置に身体を挟まれているのを発見した。
12	静岡	3月 19時～20時	金属製品製造業 100～299人	はさまれ、巻き込まれ ロール機(印刷ロール機を除く)	鋼板に印刷フィルムを貼り付ける設備で、鋼板に異常な凹みが見られたことから、被災者が調整作業を行っていたところロール部分に巻き込まれた。
13	沼津	4月 13時～14時	土木工事業 10人未満	崩壊、倒壊 金属材料	吊具交換のため立て掛けていた敷鉄板(重さ750kg)が倒れ、被災者が下敷きとなった。敷鉄板は仮橋に設置するもので設置箇所吊具が干渉したことから、吊具を交換するため仮置きしていたもの。
14	三島	5月 7時～8時	道路旅客運送業 10人未満	転倒 立木等	崖から生えた竹が事業場に面する市道に覆い被さり、自動車の通行の妨げになっていたことから、2名で除去しようとしていた。竹が折れる音がしたため、一緒に作業していた者がその方向を見たところ、被災者が頭から血を流し市道上に倒れていた。
15	静岡	5月 7時～8時	水産業 10～29人	おぼれ その他の乗物	駿河湾でシラス漁を行っていたところ、船尾にいた被災者が海に転落して溺れた。
16	静岡	4月 11時～12時	その他の建設業 10人未満	墜落、転落 開口部	被災者は坑口付近で伐採した竹の搬出作業を行っていたところ、4.5m下の林道に墜落した。搬送先の病院で治療を受けるも、その後死亡が確認された。